

○経済産業省令第 号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の施行に伴い、計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

経済産業大臣 名

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
<p>一 タクシーメーター</p>	<p>1 耐久性能に係る試験</p> <p>2 耐振動性に係る試験</p> <p>3 温度の影響に係る試験</p> <p>4 放射無線周波電磁界イミュニティ試験</p> <p>5 4に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験</p> <p>6 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験</p>	<p>四万八千三百円</p> <p>六万二千元</p> <p>十二万六千二百円</p> <p>十二万千三百円</p> <p>四万千六百円</p> <p>八万二千七百円</p>

<p>中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十五万三千百円とする。</p>	<p>7 1から6までに掲げる試験以外の試験</p>	<p>十四万二百円</p>
<p>二 非自動はかり イ ひょう量が二トン以下の ものであつて、検出部が電 気式のもの</p>	<p>1 耐久性能に係る試験 2 温湿度の影響に係る試験 3 一定時間が経過した後の状態の確 認を要する試験 4 スパン安定性に係る試験 5 放射無線周波電磁界イミュニティ 試験 6 無線周波電磁界によつて誘導する 試験</p>	<p>五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円 十四万四千三百円 十二万千三百円 五万四千四百円</p>

伝導妨害に対するイミューニティ試験

7 サージイミューニティ試験

三万八千六百円

8 5から7までに掲げる試験以外の

七万五千五百円

電磁環境の影響に係る試験

9 ソフトウェア制御の電子装置の追

八万二千七百円

加要件試験

中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十二万七千円とする。

ロ ひょう量が二トンを超えるもの

1 アナログロードセルの性能に係る

三十四万八千八百円

試験

2 デジタルロードセルの性能に係る

五十六万九千二百円

	<p>三 体積計</p> <p>イ 水道メーター又は温水メ ーター</p> <p>(1) 表示機構が電気式のも の</p>
<p>試験</p> <p>3 指示計及びアナログデータ処理装 置の性能に係る試験</p> <p>4 ターミナル及びデジタルデータ処 理装置の性能に係る試験</p>	<p>1 耐久性能に係る試験</p> <p>2 放射無線周波電磁界イミュニテイ 試験</p> <p>3 サージイミュニテイ試験</p>
<p>四十二万九千三百円</p> <p>二十万二千八百円</p>	<p>十五万八千六百円</p> <p>十二万千三百円</p> <p>三万八千六百円</p>

		<p>中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十八万五千三百円とする。</p>		
		<p>4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験</p>		<p>十一万四千四百円</p>
		<p>5 1から4までに掲げる試験以外の試験</p>		<p>八万五千七百円</p>
		<p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1 耐久性能に係る試験</p>	<p>十五万五千三百円</p>
		<p>ロ 燃料油メーター</p>	<p>2 1に掲げる試験以外の試験</p>	<p>八万二千五百円</p>
		<p>(1) 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの</p>	<p>1 耐久性能に係る試験</p>	<p>十三万三千八百円</p>
			<p>2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験</p>	<p>十二万千三百円</p>
			<p>3 2に掲げる試験以外の電磁環境の試験</p>	<p>六万六千七百円</p>

影響に係る試験

4 1から3までに掲げる試験以外の

十万七千九百円

試験

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十三万九千円とする。

(2) 充填機構その他第六条

で定める器具、機械又は  
装置と構造上一体となつ

1 耐久性能に係る試験

十二万五千百円

2 放射無線周波電磁界イミュニティ

十二万三千三百円

試験

ているもの

3 2に掲げる試験以外の電磁環境の

九万七千八百円

影響に係る試験

4 1から3までに掲げる試験以外の

十九万七千五百円

試験

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十三万八千九百円と

する。

(3) (1)又は(2)に掲げるもの

以外のもの

1	耐久性に係る試験	八万六千六百円
2	電磁環境の影響に係る試験	七万七千円
3	1及び2に掲げる試験以外の試験	十二万二千八百円

中欄1及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十六万四千二百円とする。

ハ 液化石油ガスメーター

1	耐久性に係る試験	十二万五千円
2	放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
3	2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	九万七千八百円
4	1から3までに掲げる試験以外の試験	十九万七千五百円



中欄 1 及び中欄 4 に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十三万八千九百円とする。

ニ ガスメーター

(1) 表示機構が電気式のもの

1	耐久性能に係る試験	十六万四千三百円
2	放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
3	サージイミュニティ試験	三万八千六百円
4	2 及び 3 に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	九万七千四百円
5	1 から 4 までに掲げる試験以外の試験	二十五万五千三百円

中欄 1 及び中欄 5 に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十六万五千七百円とする。

(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 耐久性能に係る試験 2 1に掲げる試験以外の試験	十二万二千四百円 二十万七千円	
	四 積算熱量計	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3 サージイミュニティ試験 4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 5 1から4までに掲げる試験以外の試験	四十四万四千二百円 十二万千三百円 三万八千六百円 九万九千七百円 十一万二千七百円
中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、五十一万四千九百円とする。			

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、四十五万五千四百円とする。

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に別表第一として次の一表を加える。

別表第一（第四条第一項関係）

特 定 計 量 器	添えられた証明書に係る試験	一件についての減ずる金額
一 非自動はかり（ひょう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のものに限る。）	1 耐久性能に係る試験 2 温湿度の影響に係る試験 3 一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験 4 スパン安定性に係る試験 5 手数料令別表第四の備考で定める	五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円 十四万四千三百円 七万五千五百円

---

試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験

6	手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験	当該各号に定める金額
---	----------------------	------------

---

第四条第一項に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、四十五万五千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、五十万七千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、二十二万七千円とする。

二 燃料油メーターのうち、充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつてゐるもの

第四条第一項に定める場合であつて、試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十三万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとす。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十八万八千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金

額を合算したものとす。

附 則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(型式の承認等に係る手数料の減額)

第四条 手数料令第四条第一項第一号に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)が添えられた型式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額とする。

2 手数料令第四条第一項第二号に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、構造検定の方法(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七条に規定する構造検定の方法をいう。第二号において同じ。)のうち特定計量器検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(別表第一の二第一号口、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。)については、五万千七百円とする。

一 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

二 別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であつて、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額

(型式の承認等に係る手数料の減額)

〔新設〕

第四条 手数料令第四条第一項ただし書に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七条に規定する構造検定の方法のうち特定計量器検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(別表第一第一号口、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。)については、五万千七百円とする。

一 別表第一に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

二 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式であつて、特定計量器検査規則第十七条に規定する構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 同表に掲げる金額

額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万七千七百円とを合算した金額を減じた金額

三 前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式  
同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験  
に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場  
合には、その合計額。）を減じた金額に、当該証明書の審査  
に係る手数料として二万六千円を加えた金額

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条 手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二  
のとおりとする。ただし、法第百三条第三項ただし書の規定に  
より同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であつ  
て、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成五年  
通商産業省令第七十一号）に定める器差の検査を行わない場合  
の額は、別表第三のとおりとする。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条 手数料令別表第四第五号ロ(2)の経済産業省令で定める器  
具、機械又は装置は、空気分離器とする。

（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万七  
千七百円を合計した金額を減じた金額

〔新設〕

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条 手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二  
のとおりとする。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）  
第百三条第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合  
するかどうかを定める場合であつて、当該申請に係る基準器に  
ついて基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に定  
める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとす  
る。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条 手数料令別表第四第五号ハ(2)の経済産業省令で定める器  
具、機械又は装置は、空気分離器とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。